

令和7年7月15日

中山間地域等直接支払交付金の 都道府県特認地域及び特認基準（概要）

NO	都道府県	特認地域	特認基準
1	北海道	①農林統計上の中山間地域(旧市町村) ②三方又は四方が5法地域(海を含む。)に囲まれ、かつ、次の1又は2の要件を満たす旧市町村 1 専業農家率が55%以上、かつ、耕地率が20%以上、条件不利農用地の面積が90%以上。ただし、DID(人口集中地区)を除く。 2 専業農家率が55%以上で、かつ、次のア及びイの要件を満たすこと ア 耕地率20%未満で、条件不利農用地の面積が85%以上 イ 旧市町村が存在しなく、地域の形成発展過程からDIDと農村地域に明確に区分される農村地域が存在し、その区分された農村地域について、次の(ア)、(イ)の要件を満たすこと。 (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上 (イ) 人口減少率が3.5%以上で、かつ人口密度150人/km²未満 ③5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村(旧市町村が無い場合には、地理的・歴史的条件等旧市町村類似・同程度と道の第三者機関において認められる範囲)内の地域。ただし、次の(ア)及び(イ)の基準を満たすこと。 (ア) 5法地域と当該特認地域からなる区域に用排水路が介在し、それら区域において、営農の一体性が認められること。 (イ) 当該地域の面積規模は、(ア)の区域内の5法地域の面積規模と同程度以下であること。 ④5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村内に所在し、かつ、5法地域のいずれかの指定要件を満たすセンサス集落において次の基準を満たすこと。 (ア) 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上。 (イ) DID(人口集中地区)からの距離が30分以上。 (ウ) 人口減少率が3.5%以上又は、人口密度150人/km²未満であること。 (エ) センサス集落の属する市町村の財政力指数が0.5以下であること。 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○草地比率が高い(70%以上)市町村の草地 ○高齢化・耕作放棄率の高い農地	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
2	青 森	① 4 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のア又はイに該当し、DID(人口集中地区)を除いた地域(旧市町村、集落) ア 4 法地域に隣接し、次の(ア)及び(イ)の要件を満たす地域 (ア) 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 (イ) 次の a から c のいずれかの要件を満たすこと a 農業従事者の高齢化率が県平均以上 b 耕作放棄率が耕地全体で県平均以上 c 当該地域の属する市町村の財政力指数が 0.42 以下 イ 4 法地域に隣接しない場合、上記アの(ア)及び(イ)の要件に加え、次の要件を満たす地域 ・ 人口減少率が 3.5%以上又は人口密度 150 人/k㎡未満 ④ 第 4 期対策に取り組んでいた地域で、次の a から f のうち、3 つ以上の要件を満たす地域（旧市町村単位又は集落単位） a D I D 地域ではないこと b 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 c 農業従事者の高齢化率が県平均以上 d 耕作放棄率が耕地全体で県平均以上 e 当該地域の属する市町村の財政力指数が 0.42 以下 f 人口減少率が 3.5%以上又は人口密度 150 人／k m²未満であること 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田 8%以上、畑 15%以上)の高い農地 ○緩傾斜農用地 ○草地比率が高い(70%以上)市町村の草地	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
3	岩 手	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ a 又は b に該当する地域 (旧町村単位。センサス集落単位での指定も可) a 法指定地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID (人口集中地区) を含まない ウ 人口減少率が 3.5%以上で若しくは人口密度 150 人/㎢未満 又は当該地域の属する市町村財政力指数が 0.51 以下である地域 b 法指定地域に隣接せず、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID からの距離が 30 分以上 ウ 人口減少率が 3.5%以上かつ人口密度 150 人/㎢未満 ④ 第 4 期対策又は第 5 期対策で特認地域に指定された地域で、次の要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID を含まない、または DID からの距離が 30 分以上 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田 8%以上、畑 15%以上)の高い農地	—
4	宮 城	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のア～ウに該当する地域 (旧市町村) ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID からの距離が 30 分以上 ウ 人口減少率が 3.5%以上、かつ人口密度 150 人/㎢未満 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○傾斜農用地(田 1/100 以上、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上) ○自然条件により小区画・不整形な田 ○草地比率が高い(70%以上)地域の草地 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
5	秋 田	① 4 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 4 法指定地域に隣接せず、次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村、センサス集落) ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID からの距離が 30 分以上 ウ 人口減少率が 3.5%以上、かつ人口密度 150 人/㎢未満 ④ 4 法指定地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID を含まない地域 ウ 人口減少率が 3.5%以上又は人口密度が 150 人/㎢未満若しくは当該地域の属する市町村財政力指数が 0.42 以下である地域(センサス集落単位の指定の場合、4 法指定地域との隣接は、旧市町村単位で判断し、「当該地域の属する市町村財政力指数が 0.42 以下」の要件は除く) 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ・急傾斜農用地と連担する農用地 ・緩傾斜農用地に別の農業条件不利が加わる場合 ア 高齢化率(30%以上)・耕作放棄率(田 5%以上、畑・草地 10%以上)が高い イ 狭隘な沢部の小区画水田 ○高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田 8%以上、畑等 15%以上)の高い農地	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
6	山形	① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のア又はイに該当する地域(旧市町村又はセンサス集落) ア 8 法地域に隣接し、次の(ア)から(ウ)の要件を満たす地域 (ア) 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 (イ) DID を含まない地域 (ウ) 次の a から c までのいずれかの要件を満たすこと a 農業従事者の高齢化率が 50.6%(県平均)以上 b 耕作放棄率が田で県平均以上又は耕地全体で 3.1%(県平均)以上 c 当該地域の属する市町村の財政力指数が 0.35 以下 イ 8 法地域に隣接せず、上記アの(ア)から(ウ)までの要件に加え、次の要件を満たす地域 ・ 人口減少率が 3.5%以上又は人口密度 150 人/㎢未満 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農地	—
7	福島	① 3 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 過疎地域に準ずる地域(準過疎地域)。(福島県市町村振興基金貸付規則による)(市町村) ④ 次の(1)から(3)のすべてを満たす地域(旧市町村) (1) 農林業従事者割合 5%以上又は農林地率 75%以上 (2) DID 地区を含まない (3) 高齢化率 16%以上又は若年者人口割合が 16%以下 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ・ 急傾斜農用地と連担する農用地 ・ 緩傾斜農用地に別の農業条件不利が加わる場合 ○高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田 8%以上、畑 15%以上)の高い農用地	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
8	茨 城	県北西部地域のうち、8 法地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き、下記のアからウまでの要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID を含まない地域 ウ 若年者比率が 17%未満 上記の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○草地率が高い(70%以上)地域の草地 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—
9	栃 木	① 3 法指定地域に地理的に接する農用地 ②農林統計上の中山間地域（旧市町村） 上記の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地	—
10	群 馬	①農林統計上の中山間地域(旧市町村) ②農林統計上の中山間地域でない地域にあっては、次に掲げる(A)又は(B)の地域(旧市町村又は農業集落単位) (A) 3 法地域に地理的に接する農用地がある地域にあっては、次の(C)に示す要件のうち、1 以上の要件を満たす地域(ただし、農林統計上の都市的地域を除く) (B) (A)以外の地域で、平成 12 年度から平成 21 年度において中山間地域等直接支払協定を締結している農用地がある地域は、次の(C)に示す要件のうち、2 以上の要件を満たす地域 (C) (A)又は(B)の地域における農業生産条件の不利性を示す要件は、以下のとおり ア 農業従事者割合が県平均以上 イ 農業従事者高齢化率が県平均以上 ウ 耕作放棄地率が県平均以上 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
11	埼 玉	① 3 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ 急傾斜農用地 ○ 自然条件により小区画・不整形な田 ○ 緩傾斜農用地 ※ 1 ○ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地 ※ 2 ※ 1 又は ※ 2 は市町村長（市町村長が判断することが困難な場合は都道府県知事）が特に必要と認めるもの。	—
12	千 葉	① 8 法地域に地理的に接する農用地(旧市町村) ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ 急傾斜農用地 ○ 自然条件により小区画・不整形な田 ○ 草地比率の高い草地 ○ 緩傾斜農用地 ○ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—
13	東 京	① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ 傾斜農地 ○ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—
14	神 奈 川	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ 急傾斜農地	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
15	山 梨	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ DID 以外の地域で、次のアからオまでの要件のうち 3 つ以上の要件を満たす地域。ただし、農林統計上の中山間地域に隣接する地域に限る。(旧市町村又は農業集落単位) ア 農林業従事者割合が 10%以上 イ 農林地率が 75%以上 ウ 耕作放棄率が全国平均以上又は耕作放棄率上昇度が 0.5 ポイント以上 エ 農業従事者高齢化率が 30%以上 オ 当該地域に属する市町村財政力指数が 0.42 以下である地域(農業集落で指定する場合は本要件を除く) 上記①～②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○傾斜農用地 (田 1 / 1 0 0 以上、畑 8 度以上) ○自然条件により小区画・不整形の田 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農用地 上記③の地域は以下の農用地のみ対象とする ○傾斜農用地 (田 1 / 5 0 以上、畑 8 度以上)	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
16	長野	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次の a 又は b に該当する地域 a 8 法地域に隣接する旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が 10%以上(新又は旧市町村単位) イ DID を含まない旧市町村又は、DID を含む旧市町村にあつては DID を除く地域 ウ 人口 8 万人以下の旧市町村 b 8 法地域に隣接しない旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が 13%以上 (新又は旧市町村単位) イ DID を含まない旧市町村 ウ 人口 5 万人以下の旧市町村 ④ 次のいずれかの要件を満たす地域において、前期対策から引き続き本対策に参加する協定集落が取り組む農用地 a 農業従事者の高齢化率が県平均以上(新又は旧市町村単位) b 農林地率が 75%以上(新又は旧市町村単位) 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○緩傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田	—
17	静岡	① 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ② 第 3 期対策で特認地域に指定された地域で、下記のアからオまでの要件のうち、3 つ以上を満たす地域(旧市町村) ア 耕作放棄率又は耕作放棄上昇度が県平均以上 イ 農業従事者割合が県平均以上 ウ 農業従事者高齢化率が県平均以上 エ 人口減少率が 3.5%以上又は人口密度が 150 人/㎢未満 オ 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が 50%以上 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
18	新潟	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID からの距離が 30 分以上 ウ 人口減少率が 3.5%以上で、かつ人口密度 150 人/㎥未満 ④ 特別豪雪地帯 ⑤ 次のいずれかの要件を満たす地域（旧市町村又は集落単位） ア 耕作放棄率が県平均以上 イ 農業従事者高齢化率が県平均以上 上記①～⑤の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農地	離島振興法に基づき指定された離島振興対策実施地域で、次に掲げる市の傾斜地以外の農用地 佐渡市：田、畑
19	富山	① 8 法地域に地理的に接する農用地（旧町村の範囲で急傾斜農用地を有する集落） ② 農林統計上の中山間地域(旧町村) 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
20	石 川	5 法地域に隣接している旧市町村の範囲にある、以下の地域。 1. 次のア又はイのいずれかに該当する地域であり、かつ、ウの要件を満たす地域 ア 過去 10 年間の人口が減少し、かつ林野率が 75%以上又は耕地の傾斜が 1/20 以上の割合が 50%以上の集落 イ 過去 10 年間の人口減少率が 10%以上及び 5 法地域又は 1 のアに隣接する集落 ウ 耕作放棄率及び農業従事者割合が、5 法の適用を受ける県内地域全体の率及び割合以上の集落 2. 1 に該当しない地域であって、前期対策で特認地域に指定された次のア及びイの要件を満たす地域 ア 林野率が 85%以上又は耕地の傾斜が 1/20 以上の割合が 60%以上 イ 耕作放棄率及び農業従事者割合が全国平均(耕作放棄率にあっては中山間地域における平均)以上 上記の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—
21	福 井	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID からの距離が 30 分以上 ウ 人口減少率が 3.5%以上で、かつ人口密度 150 人/k㎡未満 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
22	岐阜	① 3 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農用地	—
23	愛知	① 4 法地域に接する農林統計上の中間農業地域(旧市町村) 上記の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—
24	三重	① 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ② 過去の対策で特認地域に指定された地域で、5 法地域に地理的に接し、高齢化率又は人口減少率が 5 法地域と同等以上の旧市町村または集落 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 ○高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
25	滋 賀	① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウまでの要件を満たす地域(旧市町村) ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID からの距離が 30 分以上 ウ 人口減少率が 3.5%以上でかつ、人口密度 150 人/㎢未満 ④ 昭和 25 年 2 月 1 日における市町村の区域で、特定農山村法施行令第 1 条第 1 項に掲げる要件を満たす地域 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ 上記①～③の地域 ア 傾斜農用地(田 1/100 以上、畑・草地及び採草放牧地 8 度以上) イ 自然条件により小区画・不整形な田 ウ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地 ○ 上記④の地域 急傾斜農用地の田(1/20 以上)	—
26	京 都	① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID からの距離が 30 分以上 ウ 人口減少率が 3.5%以上で、かつ人口密度 150 人/㎢未満 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ 傾斜農地(田 1/100 以上、畑 8 度以上) ○ 自然条件により小区画・不整形な田 ○ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
27	大 阪	—	—
28	兵 庫	① 4 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID からの距離が 30 分以上 ウ 人口減少率が 3.5%以上で、かつ人口密度 150 人/k㎡未満 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農地	—
29	奈 良	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID からの距離が 30 分以上 ウ 人口減少率が 3.5%以上で、かつ人口密度 150 人/k㎡未満 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地	—
30	和 歌 山	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
31	鳥 取	① 3 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID からの距離が 30 分以上 ウ 人口減少率が 3.5%以上で、かつ人口密度 150 人/k㎡未満 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○急傾斜農用地と物理的に連担する緩傾斜農用地	—
32	島 根	① 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ② 島根県中山間地域活性化基本条例に規定する中山間地域 1 辺地地域 当該地域の中心を含む 5 k㎡以内の人口が 50 人以上で、駅、学校、役場、医療機関等までの距離の 1 日平均運行回数等を点数化した辺地点数が 100 点以上の地域 2 特定農山村地域に準ずる地域 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 81%以上で、かつ、林野率 75%以上 3 過疎地域に準ずる地域 高齢化比率が 25%以上又は若年者比率が 13%以下(DID を含む旧市町村は除く。) 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○急傾斜農用地に連担する緩傾斜農用地(条例地域のみ)	過疎法、離島振興法、特定農山村法のいずれにも指定された地域で、次に掲げる農用地 ただし、傾斜基準により急傾斜単価の交付が可能な農用地は、傾斜基準により急傾斜単価を適用 海士町、西ノ島町及び隠岐の島町：田、畑、草地 知夫村：畑、草地
33	岡 山	① 5 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○傾斜農用地(田 1/100 以上、畑・草地及び採草放牧地 8 度以上)	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
34	広島	① 5 法地域に地理的に接する農用地 ア 5 法地域と接している旧市町村（昭和 25 年 2 月 1 日現在）の地域内の農用地（ただし、過去の対策期間において、対象地域であった地域に限る。） ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ ①の農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地(ただし、当該農用地面積は①の農用地面積の 1/2 未満) ④ ②の農用地と一体的に協定締結を行うことにより保全が図られる農用地(ただし、当該農用地面積は②の農用地面積の 1/2 未満) 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○傾斜農用地(田 1/100 以上、畑・草地及び採草放牧地 8 度以上) ○自然条件により小区画・不整形な田	—
35	山口	① 8 法地域に隣接する集落のうち、高齢化率 30%以上又は集落内の農家比率が 85%以上 ② 農林統計上の中山間地域のうち、農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上、かつ、人口の減少率 3.5%以上で人口密度 150 人/㎢未満(旧市町村単位) ③ 農林統計上の中山間地域(旧市町村)及び 8 法地域に隣接する集落で、平成 27～令和元年度に指定され、上記①及び②と同程度の自然的・経済的・社会的条件の不利性がある地域(集落) 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○傾斜農用地(田 1/100 以上、畑及び草地 8 度以上) ○小区画・不整形な田	—
36	徳島	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○傾斜農用地	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
37	香 川	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ 傾斜農用地(田 1/100 以上、畑・草地及び採草放牧地 8 度以上)	—
38	愛 媛	① 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ② 8 法地域に隣接する旧市町村にあって、次のア～オの要件のうち、3 つ以上の要件を満たす地域（旧市町村、大字又はセンサス集落の順に適用）。ただし、DID を除く。 ア 農林業従事者割合が 10%以上 イ 農林地率が 75%以上 ウ 農業従事者の高齢化率が 39.3%以上 エ 耕作放棄率が 9.4%以上 オ 耕地面積に占める急傾斜農用地の割合が 50%以上 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ 急傾斜農用地	—
39	高 知	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID からの距離が 30 分以上 ウ 人口減少率が 3.5%以上で、かつ人口密度 150 人/k㎡未満 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ 傾斜農用地 ○ 自然条件により小区画・不整形な田 ○ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
40	福岡	① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次の a 又は b に該当する地域(旧市町村、センサス集落) a 8 法地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域 ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID を含まない地域 ウ 人口減少率が 3.5%以上又は人口密度 150 人/㎢未満若しくは高齢化率 54%以上(県内 8 法地域平均)(センサス集落単位の指定の場合、法指定地域との隣接は旧市町村での判断も可) b 8 法地域に隣接しない場合、上記 a のア及びイの要件に加え、次の要件を満たす地域 ・ 高齢化率 54%以上で、人口減少率が 3.5%以上又は人口密度 150 人/㎢未満の地域 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ 傾斜農用地(田 1/100 以上、畑 8 度以上)	—
41	佐賀	① 傾斜農用地を有し、8 法地域と山で接する旧市町村(8 法地域と自然条件が連続する集落に限定) ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ 急傾斜農用地 ○ 緩傾斜農用地(次のアからウのいずれかを満たす場合) ア 急傾斜農用地と連担している イ 高齢化率及び耕作放棄率が高い ウ 緩傾斜畑が急傾斜田に混在する	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
42	長 崎	① 8 法地域に接する旧市町村にあり、自然的条件が連続し、かつ急傾斜農地を有する集落 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 第 3 期対策で特認地域に指定されていた地域で、下記のアからエの要件のうち、3 つ以上満たす地域(旧市町村)。 ア 農林地率が 75%以上 イ 農業従事者割合が 10%以上 ウ 田で勾配 1 / 20 以上の占める割合が 50%以上、かつ、耕地面積のうち田の占める割合が 33%以上 (又は、畑で勾配 15 度以上の占める割合が 50%以上、かつ、耕地面積のうち畑の占める割合が 33%以上) エ 農業従事者の高齢化率が 30%以上 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農地	離島振興法に基づき指定された離島振興対策実施地域で、団地の主傾斜が、1/100 未満の水田、8 度未満の畑 (佐世保市黒島・高島、平戸市度島、松浦市黒島、西海市松島を除く)
43	熊 本	① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 傾斜地等の農地等における多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生懸念が大きいと市町村長が認める地域で、次の(a)かつ(b)の要件を満たす地域 (a) 農業従事者割合が 10%以上又は、農業従事者の減少率が県平均以上の地域(旧市町村、センサス集落の順に適用。) (b) DID を含まない地域(旧市町村)、又は、農業従事者の高齢化率が 30%以上の地域 (旧市町村、センサス集落の順に適用。)(農林統計上の都市的地域でない旧市町村に限る。なお、当該旧市町村内の DID に含まれる農用地については、対象農用地としない) ④ 前期対策で特認地域に指定された地域 (旧市町村) で、次の(a)かつ(b)の要件を満たす農地 (a) 8 法地域または上記①から③までのいずれかに該当する対象地域内に存する対象農用地と営農上一体的な管理が必要な農地 (b) 前期対策で交付金の交付があった農地 (当該農地に隣接し、新たな対策期間内に営農を再開する農地を含む。) 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農地 ただし、8 法地域内の対象農用地または特認地域内に存する急傾斜の一団の農用地 (田、畑に限る。) と営農上一体的な管理が必要な農地は、次のアからウまでのいずれかに該当する農地を対象農用地とする。 ア 傾斜農地 (田 : 1/100 以上、畑 : 8 度以上) イ 自然条件により小区画・不整形な田 ウ 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地 (高齢化率 40%以上、耕作放棄地率 田 8%以上 畑 15%以上)	—

NO	都道府県	特認地域	特認基準
44	大 分	① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID からの距離が 30 分以上 ウ 人口減少率が 3.5%以上で、かつ人口密度 150 人/㎢未満 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○傾斜農地（田 1/20 以上、畑 15 度以上）	—
45	宮 崎	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと（旧市町村） ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID からの距離が 30 分以上 ウ 人口減少率が 3.5%以上で、かつ人口密度 150 人/㎢未満 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地	—
46	鹿 児 島	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 次のアからウの要件を満たすこと(旧市町村) ア 農林業従事者割合が 10%以上又は農林地率が 75%以上 イ DID からの距離が 30 分以上 ウ 人口減少率が 3.5%以上で、かつ人口密度 150 人/㎢未満 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地	離島振興法に基づき指定された離島振興対策実施地域又は奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島で、農業生産条件が悪い次に掲げる地域の平地農用地 十島村、旧里村、旧上甕村、旧下甕村、旧鹿島村、旧東町獅子島、屋久島町、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町
47	沖 縄	—	沖縄本島から離れていることで農業生産条件の不利な農用地